

「履行勧告」の手続とは・・・

調停、審判などで養育費などを支払うことが決まったのに、相手(義務者)が支払わない場合に、支払を受ける権利を有する者(権利者)からの申出により、家庭裁判所が、相手(義務者)に対して支払を履行するように勧告する手続が「**履行勧告**」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申出をする人	調停、審判などで支払を受けることが決まった人
申出をする裁判所	支払が決まった調停、審判などをした家庭裁判所
申出に必要な費用	費用はかかりません。
申出に必要な書類	<input type="checkbox"/> 申出書 1通 <input type="checkbox"/> 支払われていないことが確認できる預金通帳写し等

ご注意いただくポイント

Point 1 相手方(義務者)の住所を明らかにしてください。

履行勧告は、原則として書面で相手方(義務者)に勧告します。したがって、相手方(義務者)の住所が分からなければ、勧告をすることはできません。調書等に記載された住所から転居している場合には、その転居先を申出書に記載してください。

Point 2 支払われていない金額は、必ず通帳等で確認してください。

支払うように勧告した金額が間違っていると、それが新たなトラブルのもとになりかねませんので、必ず申出をする直前に通帳等で支払われていない金額を確認し、正確な金額を申出書に記載してください。

Point 3 相手方(義務者)が勧告に応じない場合に支払を強制することはできません。

履行勧告では支払を強制することはできませんので、相手方(義務者)が勧告に応じない場合には、強制執行(差押え)の手続をとることをご検討ください。強制執行の手続の詳細については、地方裁判所執行係(裁判所により係名は異なります。)にお尋ねください。